

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月21日 広島法務局可部出張所 登記官 道端浩生

記

意見又は資料の提出先 広島法務局可部出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2409-2024-0001	広島市安佐北区上深川町字狐田 3 4 5	田	9 1 5
2409-2024-0002	広島市安佐北区上深川町字高堰 3 7 8 - 1	畑	1 6 1
2409-2024-0003	広島市安佐北区上深川町字高堰 4 2 6 - 1	田	1 2 1 6
2409-2024-0004	広島市安佐北区可部二丁目 6 6 8 - 1	畑	9 ・ 9 1
2409-2024-0005	広島市安佐北区可部二丁目 6 6 8 - 3	畑	3 ・ 3 0